

安保法制改定法の参議院における採決強行に抗議する声明

9月19日未明、参議院本会議において平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下、あわせて「安保法制改定法」という）が強行採決により成立した。

安保法制改定法は、憲法9条により「集団的自衛権は行使できない」としてきた歴代政府の憲法解釈を踏みにじるものであり、自衛隊が海外において他国の軍隊と一体となって武力の行使を可能とするものである。

このような安保法制改定法は、その内容が明らかに憲法に違反するものであり、成立に至る手続等も立憲主義や法の支配という憲法の大原則に反するものである。

そして、このことは、これまで殆どの憲法学者、歴代の元内閣法制局長官、元長官を含む元最高裁判所裁判官らが明言し、日本弁護士連合会、当会を含む全国の弁護士会及び弁護士会連合会も繰り返し指摘してきたところである。

また、各種の世論調査においても、国民の過半数が安保法制改定法案に反対を表明していたところ、法案の審議が進むにつれて、法案の危険性や違憲性が浮き彫りとなり、国民が法案の内容を知れば知るほど、反対が増え続けてきたのである。

そのようななか、憲法学者らの指摘や多数の国民の声に耳を傾けようとせずこれを無視し、国民の疑問に答えることもなく、国会の数の力に任せて採決を強行して安保法制改定法を成立させたことは暴挙と言わざるを得ず、当会は、このような政府、与党の所為に対し、断固として抗議する。

当会は、多数の国民とともに、憲法に明らかに反し、かつ将来に禍根を残す安保法制改定法の廃止及び改正を求めるとともに、同法に基づいて憲法が許容しない武力行使等が行なわれることがないように、引き続き重大な関心を持って注視していく所存である。

2015年(平成27年)9月28日

群馬弁護士会

会長 橋爪 健